

ハイライト:

- ・得意先等との接待飲食費の取扱いについて、具体的内容と留意点を解説します！
- ・平成27年1月1日以後は、新しい源泉徴収税額表をお使いください！
- ・賞与支払届の提出を忘れずに！

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
「接待飲食費」の 具体的内容と 留意点について	1
所得税の税率の改正 について	2
賞与支払届の提出を お忘れなく	2

今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。イルミネーションも美しく社外での飲食も増える季節です。今号は、58号・59号に引き続き「接待飲食費」の内容と留意点を具体的に解説いたします。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



### 「接待飲食費」の具体的内容と留意点について

交際費は、税金計算上は制限が設けられており、すべてが費用(=損金)になる訳ではありませんが、近年の相次ぐ改正で取扱いが変わっています。

平成18年度税制改正で、要件を満たしていれば1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費から除いて、全額損金として取扱うことが可能となりました(以下、「5,000円基準」)。また平成25年度税制改正では、中小企業<sup>1</sup>において800万円以下の交際費全額が損金として認められるようになりました。さらに平成26年度税制改正では、平成26年4月1日以後開始する事業年度から得意先等との飲食接待に限り、その費用の50%相当額の損金算入(以下、「接待飲食費の50%損金算入」)が資本金等の金額の多寡に係わらず認められるようになりました。

中小企業は、交際費から年800万円を控除する制度(以下、「年800万円の定額控除」)と「接待飲食費の50%損金算入」とのいずれか有利な方を選択適用することができます。中小企業を選択適用については、前回の59号で具体的な数値を用いて比較しています。あわせてご覧下さい。

今号では、事例を紹介し、それが接待飲食費になるかどうかを一緒に考えていきたいと思えます。

Q: 接待する相手方である得意先等が1人であっても、その飲食等のために自己の従業員等が相当数参加する必要があった場合

Q: 同業者パーティに出席して自己負担分の飲食費相当額の会費を支出した場合

Q: 自社から親会社へ出向中の役員等に対する接待

○ 出向先である親会社の役員等を接待する会合に出向先の立場で出席した場合

× 出向元の自社の懇親会の席に、自社の役員等の立場で出席した場合

1 中小企業とは、資本金1億円以下の法人で、大企業(資本金5億円以上)の100%子会社等を除きます。

Q: ゴルフ・観劇・旅行等に際しての飲食費

× (ゴルフ等が主目的であり、飲食はあくまでおまけの扱いのため。但し、飲食等が催事とは別に単独で行われていると認められる場合は○になります。例: 企画した旅行の行程が全て終了し解散後、一部の取引先を誘って飲食等を行った場合等。)

Q: 飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」をその飲食店等に支払う場合

Q: 飲食物の詰め合わせを贈答

× (中元や歳暮の贈答と変わらないため)

Q: 得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための「弁当代」

Q: テーブルチャージ料やサービス料等 (飲食店等に対して直接支払うもの)

Q: 飲食店等へ送迎するために送迎費を負担

× (送迎のタクシー代は飲食費には含まれません)

Q: 「 会社・ 部、 (氏名)部長他10名、卸売先」と領収書に記載

(必要事項を領収書に記載しておくことでも構いません。必要事項とは、下記の通りです。)

1. 飲食年月日

2. 得意先等名・参加者氏名・参加者数・その関係

「〇〇会社 部 氏名、卸売先」等と全て記載する必要があります。

ただし、相手方の氏名に一部不明がある場合や多数参加の場合は、

「〇〇会社 部 〇〇部長他10名、卸売先」といった記載でも差し支えありません。

3. 飲食金額・飲食店名・住所

4. その他飲食であることを明らかにするために必要な事項

国税庁HPで公開されている交際費に関するQAは下記の通りです。

是非一度ご一読下さい。

「接待飲食費に関するFAQ」

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/settai\\_faq/01.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/settai_faq/01.htm)

「交際費等(飲食費)に関するQ&A」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/5065.pdf>



ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

## 所得税の税率の改正について

平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率が45%とされたことに伴い、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されています。平成27年度からの給与計算の際は、新しい税額表を使用するようにご注意ください。

## 賞与支払届の提出をお忘れなく

賞与の支払日から5日以内に「被保険者賞与支払届」を日本年金機構や健保組合に提出することになっています。賞与支給後は提出を忘れず行って下さい。

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)